

住吉区制 100 周年事業写真募集要領

(募集概要)

第 1 条 1925 年（大正 14 年）に誕生した住吉区は 2025 年（令和 7 年）に区制 100 周年を迎えます。

これを記念して、住吉区制 100 周年事業を行います。事業の一環として、住吉区にゆかりのある皆様から住吉区の昔の懐かしい風景写真を募集し、写真パネルを作成します。そして令和 7 年度住吉区民まつり会場等に設置するなど区制 100 周年事業に活用します。

この要領は、使用する写真を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

(応募写真条件)

第 2 条 応募できる写真は、昔の住吉区の風景がメインの写真とします。また、可能であれば同じ場所の現在の写真も添付してください。

(応募方法)

第 3 条 応募方法は以下のとおりとします。

- (1) メールによる応募 応募先メールアドレス (tu-73soumu@city.osaka.lg.jp) に写真データを送信してください。なお、メールの件名は、「住吉区制 100 周年事業写真応募」としてください。
- (2) 行政オンラインシステムによる応募 行政オンラインシステムから写真データをアップロードしてください。
- (3) 持参による応募 写真を住吉区役所総務課（3階 33 番窓口）まで直接持参し、提出してください。総務課内で写真のデータ化が可能なため、写真は返却可能です。

(募集期間)

第 4 条 募集期間は 2024 年（令和 6 年）9 月 1 日（日曜日）から 2025 年（令和 7 年）7 月 31 日（木曜日）までとします。

持参の場合の受付時間は、開庁日の 9 時から 17 時 30 分まで（12 時 15 分から 13 時までを除く）とします。

(注意事項)

第 5 条 応募点数について、枚数制限は無しとします。ただし、応募頂いた写真を必ずしもすべて採用するとは限りません。

- 2 著作権について、応募された写真の著作権は応募者に帰属しますが、住吉区制 100 周年事業に関連する広報活動において使用場合があります。
- 3 応募にかかる費用については、すべて応募者の負担とします。
- 4 応募写真に関する肖像権や著作権等の第三者の権利侵害や損害賠償などの苦情、異議

申し立てがあった場合、住吉区役所は一切の責任を負いません。

5 募集に伴い取得した個人情報は、取得目的の範囲内でのみ利用します。また、個人情報の収集・利用・管理について、個人情報の保護に関する法律及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」を遵守するとともに個人情報の漏洩等がないよう適切に取り扱います。

6 本応募要領に明記されていない事項については、住吉区役所が最終的な決定権を持つとともに、必要と判断した場合には、当該要領を変更できるものとします。

附 則

1 この募集要領は、令和6年9月1日から施行します。

附 則

1 この募集要領は、令和7年4月1日から施行します。